

東社協福祉施設経営相談室だより

No.127(全3枚)

平成30年6月25日

【目次】

- 社会福祉法人の情報公開について留意すべきこと（社会福祉法人制度改革関係）
 - ☞地域における公益的な取組の現況報告書への記載について **全社協**
 - ☞法人のホームページ等で公表する必要のある書類 **東社協**
- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをよくある質問更新 **WAM**（社会福祉法人制度改革関係）
- 看護師・介護士・保育士「短時間正職員制度」導入支援マニュアルの公表 **厚労省**（福祉人材関係）
- （情報提供）「無期転換ルール」への対応を無料コンサルティング **厚労省**（福祉人材関係）

■社会福祉法人の情報公開について留意すべきこと（社会福祉法人制度改革関係）

☞地域における公益的な取組の現況報告書への記載について

「地域における公益的な取組」は、社会福祉法人の存続に向けて社会福祉法人制度改革において責務化されており、充実残額の有無にかかわらず取組が求められています。社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、6月末までに届け出が求められている「現況報告書」において、この取り組みを積極的に展開することを発信することが重要です。

- ・平成30年1月23日の通知改正により「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られています。
- ・無料又は低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取り組みについても対象に含まれることになりました。

（「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123 第1号 平成30年1月23日）

【地域における公益的な取組に該当する例】

- ・住民の居場所（サロン）、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- ・住民ボランティアの育成 ・災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- ・住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会等

（参考）【全社協】緊急発信！社会福祉法人・福祉施設の「地域における公益的な取組」の発信率 100%
へ 東社協> 地域公益活動推進協議会

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/koueki/information/ugoki/2018-0620-1003-42.html>

法人のホームページ等で公表する必要がある書類

「財務諸表等電子開示システム（WAM NET）」に登録することで公表したとみなされる計算書類や現況報告書等の他、インターネット（法人のホームページ等）で公表することが必要な書類がありますので、今一度、ご注意いただければ幸いです。

【インターネット（法人HP等）で掲載する必要がある書類】

・定款の内容、 ・報酬などの支給の基準を記載した書類、 ・役員名簿等

■ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをよくある質問を更新 (社会福祉法人制度改革関係)

平成30年5月15日、福祉医療機構は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをよくある質問を更新しました。今回更新された質問には、「社会福祉充実計画用財産」に関する内容が盛り込まれています。

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムFAQ一覧（平成30年5月15日現在）

No.800008 問（Q）

社会福祉充実計画用財産とは何か。

No.800008 答（A）

社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定されます。

このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物（建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。）に限っては、これらを控除対象財産とはせず、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとしています。

本システムにおいては、別添の財産目録において、控除対象財産として「△」を選択した、全ての財産の貸借対照表価額が「7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」」の「社会福祉充実計画用財産」へ自動転記されます。

【WAMNET】

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムFAQ一覧（平成30年5月15日現在）

https://www.int.wam.go.jp/sec/content/files/zaihyou/20180515_zaihyoukaijifaq-h.xls

■ 看護師・介護士・保育士「短時間正職員制度」導入支援マニュアルの公表 (福祉人材関係)

厚生労働省は、看護師・介護士・保育士を対象とした「短時間正職員制度」の導入に向けた支援マニュアルを公表しました。

このマニュアルでは、看護師・介護士・保育士への短時間正社員制度の導入をより促進するために、事例

を紹介しながら、短時間正社員制度の概要・導入の手順と運用する場合のポイント、各関係者が取り組むべき事項について解説しています。 マニュアルでは、「短時間正職員」は、フルタイム正職員と比べ、1週間の所定労働時間が短い正規型の職員のことで、①期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を締結している、②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等がフルタイム正職員と同等と定義されています。 各法人の人材の確保・定着の方策の一つとして、短時間正職員制度の導入に向けて、本マニュアルをご活用ください。

 【厚生労働省】短時間正社員制度導入支援ナビ <https://part-tanikan.mhlw.go.jp/navi/>

【厚生労働省】これで解決！人材確保と定着 看護師・介護士・保育士「短時間正社員制度」導入支援マニュアル

https://part-tanikan.mhlw.go.jp/navi/download/pdf/kango_manual_h29.pdf

■「無期転換ルール」への対応を無料コンサルティング **厚労省**（福祉人材関係）

無期転換ルールとは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって、無期労働契約に転換するというものです。このルールを規定した改正労働契約法が平成25年に施行されてから、今年4月で5年が経ち、多くの有期契約社員に無期転換申込権が発生しています。厚生労働省「平成30年度無期転換ルールに関する取組に対する啓発支援事業」では、無期転換ルールへの対応を検討している中小企業に対し、非正規労働者の円滑な転換に向け、社内制度化を検討する上での助言や支援を行う無期転換コンサルタント（社会保険労務士など）を無料で派遣する事業を行っており、社会福祉法人も対象とされています。申込み締切りが7月31日（募集定員100社）となっていますので、応募を検討している法人に関しましては下記をご覧ください。

 【厚生労働省】無期転換ルールに関する取組みに対する啓発支援事業

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

【厚生労働省】有期契約労働者の無期転換ポータルサイト <http://mukimhlw.go.jp/>



本経営相談室だよりは、東社協HP（<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>）にも掲載しています。東社協HPトップ画面の「対象者別検索」の「福祉関係者の方へ」の中にある「福祉施設・事業者の経営相談」をクリックしてください。経営相談室だよりをPDFファイルで掲載しております。

社会福祉法人の経営に資する情報をまとめたサイト「社会福祉法人の経営力強化」もご活用ください。上記と同様に、「福祉関係者の方へ」の中に入口があります。

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜（祝祭日、年末年始休）9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jpへお送りください。